

IV. 課題解決の方向性

IT という新しい技術は、新しいライフスタイルと新しい経済発展を切り拓く。IT 潜在力を最大限に引き出し、多様性と活力に満ちた経済社会を実現するために、以下のような課題に取り組む必要がある。

IT の基盤整備は大きく進んでいるが、引き続き、競争的環境を保ちつつ、民間事業者の主導で、基盤整備を進めることが重要。

IT 利用の妨げとなっている要因を取り除き、IT の効果を最大限発揮させることが必要。

- ☞ 利活用の目標を定量的な指標等で明確化することが有効
- ☞ 各種の規制や慣行、必要な標準化や制度の不備などが IT 利用の妨げとなっている場合には、早急に改善。
- ☞ 個人情報の扱いや個人認証、セキュリティーへの不安も利活用が進まない要因。IT を安心して利用できる制度・環境の整備が必要。

行政、教育、医療、就労・労働などの各分野での IT 利用を具体的に推進。

IT という新しい技術は、新しいライフスタイルと新しい経済発展を切り拓く。本報告書で見たように、IT は既に生活のさまざまな面で利便性を高め、多様な生き方や働き方を可能にし、新たな事業機会の創出や更なる生産性の向上など、需要・供給の両面で経済活性化の鍵となっている。しかし、こうした成果は IT の持つポテンシャルから見ればほんの一部にすぎない。IT は、まだまだ発展の可能性に溢れており、したがって、それによって拓かれる経済社会の発展の可能性もまた大きい。

IT の潜在力を最大限に発揮し、多様性と活力に満ちた経済社会を実現するために、以下のような課題に取り組み、IT の発展を促進していく必要がある。

1. インフラの整備

次の段階の IT 基盤整備へ向けたインフラ整備の推進

競争を通じて多様なインフラを整備

ADSL を中心に高速ネットワーク・インフラの整備は大きく進んできたが、IT 分野での急激な技術革新への対応や、多様な利用ニーズへの対応の点から、引き続きインフラの整備を進める必要がある。

2005 年までに、有線・無線を問わず、高速インターネットアクセス(144kbps 以上

30Mbps 未満)へ 4,000 万加入、超高速インターネットアクセス(30Mbps 以上)へ 1,000 万加入するとの目標に向けて、ブロードバンド・インフラを整備する民間事業者に対する支援や、公共施設管理用光ファイバーの開放、競争環境の整備等を進め、競争を通じて ADSL、CATV、FTTH、無線 LAN など多様なインフラ整備を推進する必要がある。

2. IT 利用促進の条件整備

① IT 利用分野でも数値目標を設定

インフラの整備面では、数値目標を設定したことにより、目標の達成状況が明確となった。利活用の分野でも、既に一部で数値目標が掲げられているが、各分野でできる限り目標を数値化し、定量的な評価により進捗や効果を検証しつつ施策を推進することが有効と考えられる。その際、現状から政策を積み上げる発想よりも、利用者の視点から何が実現すると便利かという発想に立って、目標を設定すべきである。

② IT 化を阻害する規制や慣行の改善、必要な標準化や制度の整備

IT の利用・活用を進めていく上で障害となる規制や慣行がある場合や、必要な標準化や制度の不備により利活用が遅れている場合には、早急に改善する必要がある。例えば、文書保存義務が課せられているもので電子的保存が認められていないものも残されており、現在広範囲な見直しが進められている。各種の規制等についてこうした取組みを進めていく必要がある。

③ IT の利活用に向けたインセンティブが生じる環境を整備

行政分野や、教育、医療などの分野では、競争が働きにくいことなどにより、IT によりサービスの向上や効率化を目指すインセンティブを持ちにくいことも、IT の利活用が進まない一因となっていると考えられる。こうした分野での IT の利活用によりどれだけ便利になり、効率化できるかといったメリットについて国民や関係者の理解を深めるなど、IT の利活用に向向きに取り組む意欲を持つ環境を整える必要がある。

④ 個人情報の扱いやセキュリティについての対応

社会の諸分野で IT の利用・活用を進めていく上で、個人情報の保護やネットワーク・セキュリティの確保が大きな課題となっており、アンケート結果でも懸念が強い。IT を安心して利用できる制度・環境の整備が必要である。

⑤人材の育成

中小企業、行政、医療、教育などさまざまな分野で、IT人材の不足がIT化を進める上でのネックとなっている。ITと本来の業務の双方に通じた人材を育成するとともに、そうした人材が能力を発揮する環境を整え、業務に合ったITの導入を戦略的に進められるようにする必要がある。小・中学校、高校におけるITの基礎教育をはじめ、大学、大学院等での高度なIT教育の充実、社会人向けのIT教育機会の充実などに注力する必要がある。

⑥インターネット利用者の拡大とデジタル・デバイドの解消

利用者が増えるほどインターネットの魅力は高まり、各分野でのITの利活用も進む。現在、インターネットの普及率は6割を超えるまでになっているが、残る4割の利用を促進する必要がある。年齢別のインターネット利用率の格差も縮小しつつあるが、引き続き、デジタル・デバイド（インターネット等を利用する能力や環境の有無による情報等の格差）の解消に努めつつ、普及を促していく必要がある。

3. 医療分野や就労・労働など戦略的分野でのIT利用を具体的に推進

①医療

電子カルテによる医療機関の連携や効率的で質の高い医療サービスの供給、電子レセプトによる診療報酬請求業務の効率化、遠隔医療等に取り組む必要がある。

電子カルテについては、カルテ情報のネットワーク転送や外部保存の容認に関する要件等詳細の決定や、電子カルテに載せる医療情報の標準化、認証基盤の整備と個人情報保護・セキュリティの確立等に取り組む必要がある。医療とITの双方に精通した人材の確保も必要である。医療のIT化の効果や意義について、医療機関や国民の理解を深めることも重要である。

②教育

小中学校では、全ての教室においてインターネットに接続できる環境を早急に整備することが必要である。ただし、単に接続するだけでは十分ではない。教員のITの指導力向上や、インターネット上の有害な情報に対する十分な対策が必要である。

大学においては、インターネットを通じた授業等においてITの活用が期待される。現在インターネット授業の単位認定を行っている大学は4.3%にとどまっており、その拡大を図る必要がある。

③就労・労働

2004年3月に労働関係法令の適用関係等をテレワークに対応して整理し直したガイドラインが出され、2004年度中にはセキュリティの高いテレワーク環境の導入を支援するガイドラインが整備される予定である。民間でも、勤務時間の管理やテレワーカーの評価方法など、テレワーク導入の課題解消に取り組むことが期待される。

④コンテンツ

コンテンツの制作力の強化や円滑な流通等を図る必要がある。

コンテンツ制作力については、人材の育成のほか、制作事業者が大手の流通事業者（テレビ局、映画配給会社等）の下請化することなく、適正な利益が確保されるようにする必要がある。公正な取引関係の確立や、多様な方法で資金調達を図るための制度の構築等が必要である。

流通については、既存の映像コンテンツ等をインターネットで流通させる際に必要となる複雑・多様な著作権関係の処理の円滑化等が必要である。

⑤企業

ITが効果を十分発揮するには、組織や業務の改革、人材・雇用面での対応を併せ行う必要がある。従って、企業が組織改革や人材・雇用面での対応を円滑に行えるような制度等の整備が、IT化の効果を相乗的に高めるためにも重要である。

ユーザー企業側のIT理解の不足も、無駄なIT投資を生んでいる。業務とITの双方に通じ、システムの設計や戦略立案に携われる人材の育成と活用も必要である。

また、日本企業はITを主に業務効率化の手段と捉えており、新たな価値を生み出す手段としての活用が弱い。企業が意識を変えることで、これまでと違う面での活用と効果が拓かれると期待される。

上記のような課題に上手く対応し、IT化の効果を最大限引き出すことに成功した事例の紹介等も有効と考えられる。

⑥行政

国の扱う申請・届出手続のほとんどがオンライン化されるなど、電子政府の取組みも進んでいるが、利用者が実際に利便性を感じるには至っていない。利用者の視点に立ったもう一段の取組みが必要である。例えば、手順のわかりにくさや使いにくさが利用を妨げている場合があり、簡易な操作で各種の手続が行える使いやすいワンストップ・サービスを進める必要がある。また、電子申請でも一部の書類は書面での提出が求められる結果、利用者の手間を省くことになっていない例なども見られるが、これらも利用者の視点から見直しが必要である

また、単にITを導入しただけでは効果が十分に現れず、業務改革が必要なことは行

政の場合も企業と同様である。行政の IT 化に伴い行政内部の業務の見直しも併せて行う必要がある。